

平成 28 年度第 1 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	平成 28 年 7 月 26 日（火）10 時 30 分から 12 時 00 分まで
場 所	平塚市中央公民館 大会議室
出席委員 （ 9 名 ）	原田会長、陶山副会長、市川委員、椎野委員、永澤委員、立岡委員、岩松委員、赤岩委員、石塚委員
事務局 （ 9 名 ）	環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設管理担当課長、施設整備・広域担当長、事業センター担当長兼リサイクルプラザ担当長、上家主査
傍 聴 者 （ 0 名 ）	なし

【委嘱式】

- 1 各委員に環境部長から委嘱状を手交（欠席者 2 名）。
- 2 各委員から自己紹介。
- 3 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 4 条の規定により、会長には原田委員、副会長には陶山委員が互選される。会長、副会長は座席移動。
- 4 会長、副会長から挨拶。

【審議会】

- 1 環境部長挨拶
- 2 事務局の紹介
- 3 議題等

（1）審議会等の会議の公開について

次の事項を確認する。

- ・平塚市情報公開条例第 3 1 条に基づき本日の審議会は公開であること
- ・本日の会議の傍聴者は 0 名であること
- ・平塚市廃棄物対策審議会の委員は総勢 11 名であり、本日の出席者は 9 名。平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 5 条で定められている過半数の 6 名に達しており、会議は成立していること

（2）諮問について

次の諮問書を平塚市長（環境部長代読）から原田会長に手交する。

- ・「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例第 6 条及び第 15 条の見直しについて」
- ・「戸別収集に関する調査研究について」

(会長)

今、二宮部長から、諮問書を2ついただきました。平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の一部見直しに関するものが1つ、もう1つは、戸別収集に関する様々な研究に関するものです。私共委員の任期は2年間ですが、こういった段取りで進めていけばよろしいですか。

(事務局)

順番でございますが、さわやか条例の見直しに関するところから、議論を開始していただきたいと思っております。条例の改正は、来年3月の市議会での議決を目指したいと考えております。途中、11月にパブリックコメントを挟みながら進めたいと考えておりますので、逆算して9月上旬が手続き上の期限というかたちになります。従いまして、本日と、次回の審議会で、審議会としての考えをまとめていただきたいと思っております。2つ目の諮問事項の「戸別収集」については、次回以降、議論を進めていただきたいと考えております。こちらにつきましては、過去の審議会からの提言を踏まえての諮問になりますが、対象となるごみの区分や、問題点、課題などの具体的な議論までには至っておりません。従いまして、今後は市民アンケートなども実施しながら、十分な議論をお願いして、審議会としての答申をまとめていただきたいと考えております。

(会長)

分かりました。議題は大きく2つあるということです。1つは、さわやか条例に関しては条例改正を見据えて今回と次回で結論をまとめていくということ、もう1つの戸別収集は次回以降じっくりと議論するということです。それでは、本日は議題等の(3)の平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例について、集中的に議論を進めたいと思っておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。お願いします。

(会長)

それでは、「(3) 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の一部見直しについて」、事務局から資料に基づきまして、説明をお願いします。

(事務局)

最初に、配布資料1から資料5の確認をさせていただきます。また、机の上には「次第」と「委員名簿」も置かせていただいております。また、本日は、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例についての議論を行います。事前に配布しております条例及び規則の資料はお持ちいただいておりますでしょうか。こちらも含め、不足資料がございましたら事務局までお知らせください。それでは順次説明をさせていただきます。《資料1、資料3、資料4、資料5を説明》

(会長)

ただいま、事務局から説明がありました。本日、皆さんに御議論いただきたいのは2点あります。1つは、ペットのふんに限定した現行の条例の規定をどうするかということ。もう1つはごみの持ち去りに関することです。この2つを一度に議論するとごちゃごちゃしてしまいますので、1つずつ議論します。まず、前者のふんの他に尿を追加する点について、ご意見はありますか。その後、ポイントの2つ目である罰則について議論を進めます。資料3では、幾つかのポイントが整理されています。表記をどうするか、また罰則を設けるか否かということだと思っておりますが、吐いてしまった場合はどうするか。そういったものを対象にする場合、「ふん尿等」とするのか、「汚物」とするのか。「汚物」とすると、表

現が抽象的になるので中身が分かりにくくなる。また、犬の場合はマーキングをします。そうすると一挙に大量に出してそれで終わりとはならない。私も犬を飼っています。「ふん」ならわかるがおしっこまで対象にされてはかなわないという声が出てくるかもしれない。そのあたりをどうするのかという問題。美化を考えるのならば、「尿」のほかに、「吐いたもの」も対象にしたほうがいい。実際に実行性のあるものにするには、ペナルティーを課す必要があるという考え方も出てくるだろうと思います。いかがでしょうか。

(委員)

うちも「ふん尿等」で毎日掃除をさせられています。やはり「汚物」だと漠然としているので、「ふん尿等」の方がぱっと見て分かるのでいいと思う。是非「ふん」だけではなく、人間か動物かはわかりませんが「吐しゃ物」を含めてほしい。罰金については、法律とかに基づいた金額の出し方だと思うので分かりませんが、気持ちとしてはもっと上げてほしい。

(会長)

やられるほうとすればかなわないですよ。

(委員)

植木の手入れをしていると犬を連れて散歩している人と目があうことがある。その際、ペットボトルの水をチョロット撒いていく人がいます。水を撒きましたよってことだとは思いますが、でも、チョロット水を撒いたところで、「おしっこ」の臭いは消えません。気を付けていただきたいと思います。

(会長)

どこまで要求できるかという問題がある。犬の「ふん」は形が固定化されているので取り除けば、ピチピチだとそうはいかないが、ずいぶん違う。

(委員)

「ふん」は少なくなっているが、「尿」の方が被害は大きい。

(会長)

少なくとも水はかける。ペットボトルかなんかで水かけをしないでいくよりは、水かけくらいはしてほしいということでしょう。

(委員)

水をかけたからいいんじゃないかと、すごく大きく出られると頭にきますが。

(会長)

公道上だからいいんじゃないかということでしょうか。

(委員)

私事ですが、家が道路に面していて、塀がないので、そういった方に敷地内まで入られることがありますよ。

(会長)

微妙な問題をはらんでいるのが事実、税金を払っているのだから、公道上ぐらいいいのではないかと

いう論理もなきにしもあらず。敷地の中に入ってくるのは住居侵入なのでまずいと思いますが。規制をかけてもどこまで実効性を担保できるかという問題があって、実効の伴う可能性のありそうなギリギリのところを決めないと、単なる反発を生むだけで終わってしまうので心配している。そうすると気持ちはよくわかるが、せめてペットボトルで流した方がくらいで規制の対象外に置くというような、条例上明記する必要はありませんが、1つの基準みたいなものを、この委員会でも決めておいた方がいいかなとは思いますが。そういうものは、外部には出すべきではなくて、いろいろ条件がありますので、その基準に妥当性があるか否かは、その場その場で決まってくると思いますが、少なくともここではコンセンサスを得ておかないと。それを1つのガイドラインとすることは重要ではないかなと思う。ですから、「ふん」は絶対処理する。ビチビチの状態であったとしても。特に「おしっこ」の臭いは夏場はたまらないので、水はかけてもらうというかたちで。もしこれを規制して罰金か何かを課すとすれば、ここまではやるようにしましょうねという広報活動を市の方でやらないといけない。そのためにも、その程度までなら許せるかということはこの委員会で決めておかないといけないとは思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

「ふん」は塵取りとかで回収する人がいますが、「尿」のマーキングについてはほったらかしという人もいるでしょう。また、「吐しゃ物」もありますのでこの表現も加えた方がいい。飼っている人の意識としては、家族同様の者が出したもので汚くないと言うでしょう。ただ、抵抗力の弱った方は、「ふん尿」でも感染症になるという実例も出ているようです。意識を持ってもらう必要がある。現行の条例では「これを放置し、又は投棄してはならない」とある。表記は十分だと思うが、中にはマーキングもさせちゃいけないのかという人も出てくるかと思う。その場合は、そうじゃなくて、動物のすることだから生理現象として出てくるものは、きちんと後始末をしましょうという広報活動が必要になってくると思う。

(会長)

「ふん尿等（吐しゃ物を含む）」という書き方ですかね。「等」の横にカッコ書きで記すという御指摘だと思いますがどうでしょう。

(委員)

毛をそのまま捨てる人もいますし。

(会長)

「等」とつけるということは御了承いただけますかね。

(全委員)

よい。

(会長)

「ふん尿等（吐しゃ物を含む）」というように、より具体性を持ちながらの表現方法を、意見として提案させていただくということでよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

あとは罰金の問題ですね。私が気になるのは、罰金をとるということは、条例に基づいて罰金を設定するということになる。日本は法治国家なので法的体系がないと罰金がとれない。そうすると条例はどの法律に基づいてとるのか、明確にしないとイケない。他市の例にあります、動物愛護を対象にした法律というのは方向が違うのではないかと。罰金を課するのであれば、罰金を課すことの妥当性を、法体系を明確にすべき。美化条例みたいなものは条例の世界。法的な体系の中で対応できるのか検討していただいて、大丈夫であれば罰金をとらないと拘束力はないと思うので、罰金は条例の中で明記した方がいい。罰金の額は市によって差がある。10万円もあれば、2万円もあり、ひどいところは30万円というところもあるというのが飼い主のざっくばらんな感想だと思う。罰金をとるためには、その罰金の額の妥当性を説明するような要素がなければならない。例えば、非常に観光に依存している鎌倉市なんかは金額が大きいというならまだ分かるような気がします。平塚市のように観光というよりは、東京のベッドタウン的なまちとしては、どれくらいが妥当なのか。その辺のところをつめておかないと、説明できないとまずいというのが私の感想です。

(事務局)

罰金の関係ですが、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例が平成18年に施行されてから、「ふん」の放置及び投棄は2万円以下の罰金、ポイ捨ても2万円以下の罰金、路上喫煙禁止区域内での喫煙も2万円以下の罰金、資源再生物の持ち去りは5万円以下の罰金となっています。これにつきましては、横浜地方検察庁に条例の制定の際に法的な裏付けを含め相談させていただき設定してきた経緯があります。

(会長)

今、御説明をいただきましたが、条例に基づいて罰金を課すということであれば、平塚市についてはさわやか条例に基づき罰金を課すことを明記しておく必要があると思います。それと同時に横並びの問題もありますから、金額的に2万円という線が近隣の同様の条例を見てもボーダーのように感じます。刑法等は執行にあってはなるべく緩くするというのが原則です。刑法の規定は厳しいが、実際の執行にあたっては、なるべく最低限のところにとめておくというのが基本原則のようですから、あまり他市と比べて高いところを要求するというのは、高いところだと例えば30万円というところがあるようですが、平塚市が採用するというのは、私はあまり賛成できない。罰金を払わなくてはならなくなるという他市の基準とほぼ似たような基準で考えていく必要がある。罰則等の規制をかける場合は法的な根拠を明確にすることと、金額の妥当性を明確にすることが必要になるので、その辺のところを議論いただければと思いますが。

(委員)

2万円以下の罰則ということですが、実際に運用されたことはありますか。2万円以下ということは、2万円の場合も、1万円の場合も、5千円の場合もあるという解釈でよろしいでしょうか。先ほど、個人の家で「ふん」をされた場合は、個人の損害というところも大きいかと思えます。公共のところだから、いいというわけではないとは思いますが、そういうところに「ふん尿」をされた場合とはちょっとニュアンスが違うかと思えます。

(会長)

損害賠償になるのか、慰謝料になるのかですかね。

(委員)

慰謝料の意味合いですかね。

(会長)

どの辺の金額に落ち着けるかは結構難しい問題が伴います。2万円以下というかたちにしても、いくらにするのか、誰がその金額を決めるのか、どの程度のもの対し、どういう基準で決めるのかということ正式には決めないとまずい。だから何万円以下という規定になるのかと思いますが、現実にはそういうかたちがいままでにあったのか、いくら払ったのかということは、質問として出てくると思う。

(事務局)

罰金の適用自体は平成18年にさわやか条例の施行以降、1件もありません。というのも、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例自体が抑止力という部分で罰則を置いているという基本的な考え方があります。罰則の適用までの手順ですが、まずはクリーンひらつか指導員による口頭指導を行う。口頭指導でも従わない場合、文書による勧告書の交付を行う。勧告書の交付をしてもなお従わないときは、指導・勧告に従うかたちでの命令書の交付をします。それでも従わない場合、命令違反ということで、市が警察又は検察に告発します。その上で、裁判所が罰金の額を確定するという流れになります。

(会長)

プロセスはあるということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

問題は、裁判所が勧告する金額の前に2万円以下という金額を決めてしまっているのかという問題が1つはあるのではないのでしょうか。ただ、金額を伴わなければ、実効性も伴わないというのが現状。だからあまりにも低すぎてもいけないし、いままでに裁判所が出した金額よりも大幅に少な目に設定することはできない。なのである程度の金額でない。

(委員)

幾つかの手続きを経て罰金の確定となると、ある程度常習的な人が対象ということですね。金額はある程度高くてもいいとは思いますが、散歩している人を対象にするといえ、確か千代田区が路上喫煙を規制したとき、2千円の反則金か罰金を設定して、指導員が切符を切るようなことを10何年前に開始し、金額を安くすることでその影響を期待したというのがあったかと思う。これだとその場での反則金の徴収とはならないので、ある程度常習的なひとなので対象となるということ。

(会長)

その場合は、ある程度金額は高くてもいいということですかね。

(委員)

ですね。ポケモンGoのように自分が見つからなければいい、摘発されなければいいということだと、ある程度、摘発された方が身の回りにいないと、普通の一般市民は気にしないのかな。

(会長)

このあたりで方向性を決めたいと思います。いろいろ御指摘をいただきましたが、まず「ふん尿等」に関する表現については御了承をいただきました。また、いろんなプロセスがあるようですが、罰則金を設けるということについては、一応反対の意見はなかった気がしますが。

(委員)

自分の庭で「ふん尿」を見つけたとき、口頭で幾ら幾らの罰金だと言いますよね。それで実効できる罰則なのか、それともさっき言ったように順番を踏んで実効していく罰則なのか。やっぱり現場を見て、カメラかなんかをとって、裁判所まで行って罰則が出るものなのか。実際に私の庭の端に「ふん」が転がっていたりしますが、誰がやったのかは分からない。現場を見てないので。今の話だと罰則が適用される場合であっても、順番を踏んで、裁判所まで話を持っていかないといけないものなのか。

(会長)

いつ誰が罰金を課すかというのが確立していないのに、幾らだ幾らだとやられても問題があります。

(事務局)

罰金という言葉ですが、先ほど千代田区の例で2千円という話がありましたが、これは過料。罰金は裁判所の判決によって確定するものです。過料に比べて罰金の方が罪は重いものです。御発言のように、最終的にはこの平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例では、市が告発して、裁判所で罰金を決めてもらう流れになっています。

(委員)

要するに、犬が「ふん」をしますよね。本人がいますよね。本人の住所とか電話番号とかを市役所に連絡しないことには罰則はいかないということですね。

(事務局)

個人を特定して、口頭指導、勧告書の交付、命令書の交付というかたちになりますが、口頭指導も市の職員が行うことになります。

(委員)

住所、名前、電話番号とかがないと本人は特定できませんよね。犬を散歩している人を指して、あの人だといっても、いつどこで散歩しているか分からない。そのあたりの不安なところはどう解決するのか。

(事務局)

告発までの手順の中でその方を特定していくことになります。

(会長)

罰金という言葉をきちんと使わないといけない。過料という言葉ではいけない。罰則で何万円という規定ではなくて、2万円以下の罰金としないと。

(委員)

罰金ではあるけれども、一般市民による現行犯逮捕はできませんよね。

(会長)

そうですね。写真でも撮って告発しないといけない。そこで混乱が出ると思う。罰則を決めて罰金といっても、一般の人は意味が分かっているわけではない。個人が勝手に2万円を請求してもまずい。下手をすると恐喝になるだけですから、その辺は市で広報活動しないといけない。微妙ですが、家の敷地の中に入っても、ちゃんと「ふん」を持って帰ればセーフなのか、それとも入ってさせようとしたこと

自体がアウトなのか。細かいことですが。普通に考えれば持って帰ればセーフのような気もしますが。

(委員)

110番する人が増えるかも。

(会長)

いろいろと問題点はあるかと思いますが、ここである程度まとめに入ります。少なくとも過料という言葉使わず罰金を課すという言葉を使うということ、あまりにも大きな金額だとまずいので、2万円くらいのところが比較的普通かなという気はします。罰則については2万円以下の罰金を課すとかいうような表現が1つの方法論として考えられます。きちっとした広報活動を通じて混乱を避けることは、市として必要でしょう。全体の方向性としては、「ふん尿等」でカッコ書きの中に何々を含むとして、罰則は2万円以下の罰金を課すということで、皆さんの意見は揃っているのかなと思いますが、何か御指摘ありますか。

(全委員)

なし。

(会長)

一応、本日はこのようなところを抑えておいて、事務局にいろいろな面から検討していただくこととします。水を持って行って、ペットボトルでも何でもいいので、吐いてしまったものも綺麗に掃除する。「おしっこ」をさせっぱなし、「うんち」もほっとく、ビチャビチャしたものは汚いからとらないという飼い主もいますから。市民の力できれいなまちをきちっと維持する、そういうコミュニティーそのものを大切にするというのは、平塚市の重要なコンセンサスとして打って出る必要はあると思いますので。本日のところは、そういったところで一応決着をつけておきます。玉虫色にはなりますが、そのようなところでよろしいでしょうか、細かいところは事務局で検討することをお土産にします。

それでは、『「ふん尿等（**を含む）」の「**」の部分は事務局に検討してもらう。「**」の部分については、「吐しゃ物」というような意見もありました。また。罰則に関しては、2万円以下の罰金を課すとの表現とする。法的根拠は条例に基づくもので、条例は平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づいて罰金を課すとする。従わない方への対応はさきほど事務局に説明いただいたようなプロセスを、併せて広報の中で周知してもらう』というようなまとめ方でよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

次の議題、資源再生物、あるいは一般廃棄物の持ち去りの問題に入ります。まず、資源再生物ではなくて、一般廃棄物をその対象に入れるか否か。それから、不適切な行為を繰り返す方については、罰金を課すということになると思いますが、その罰金が他の都市とくらべて安かったら、罰金を払ってでも持っていった方が得だということになるので、金額は揃えた方がいいのではという視点が出てきますが、その点について、御議論いただければありがたいです。

(委員)

平塚市は資源再生物だけが対象になっていると思うが、可燃ごみや不燃ごみのうちごみ全部ではなく、一部だけ持って行って、残ったごみは他のところで捨てられる可能性があります。そうすると地域も非

常に困るので、全てが対象になった方がいい。

(会長)

粗大ごみだけを分解して、目ぼしいものだけを持って行くものもあります。資源再生物になる前の資源だけを持っていくことがありますね。そういうことを防ごうとした時は、一般廃棄物を対象にした方がいいという御指摘だと思う。特に資源ごみは業者に委託しているわけですよ。ということは入札して事実上は売っているということですから、それを横取りされてはシステムそのものが動かなくなってしまう。やはり資源再生物の持ち去りは当然だと思うが、その対象の中に目ぼしい家具とかを持ってかれると、またパーツだけ持って行かれると、ますますごみが増えてしまう、一般廃棄物を対象にせざるを得ないと思う。

(委員)

普通の人は持っていかないであろう生ごみとかも含んでおかないと。ごみ屋敷みたいな人は平気でもっていくでしょうから。本当のごく一部の人のために条例をそこまで作るのかという議論はあるでしょうが。

(委員)

自治会の立場から話をさせていただくが、先ほどの「ふん尿」についても、今回の資源再生物の持ち去りについても、いわゆる誰が摘発するのかという問題がある。当然ながらそれぞれに地域の方が迷惑を被るわけです。先ほどの話に戻るつもりはありませんが、「ふん尿等」についても、誰が摘発するのか、どういう形をとるのか、住民トラブルのもとになるだけ。ごみステーションからの資源再生物の持ち去りについては、私の自治会で1件実例がありました。夜中に不審なトラックがたくさん新聞を積んで走っているので、それを警察官が不審に思い職務質問をして捕まえた。どこからだと聞くと私の住んでいる地域だったので、資源再生物は自治会の財産であるということで、告訴状含めて私の印鑑が欲しいということでした。この時は、たまたま警察官が摘発したから出来ますが、現実に夜中に空き缶・アルミ缶を持って行く人がいても、こうした対応をとることは難しい。最近だとだいぶ少なくなりましたが、いた場合は今度はやるなよという注意の声掛けですんでいる。不燃ごみの中にも、カセットとか、いろんな電化製品を含めて持って行く人がいる。これはすべて自治会の財産であるという認識だが、誰が摘発するのか。要は抑止力の問題である。資源再生物の件も、「ふん尿」の件も実効性はどこまであるか。抑止力を求めるには広報しかない。地域の財産であるごみの持ち去りは注意するが、現実として警察を呼ぶとか告訴するということが不可能であるし、当然トラブルのもとになるというのが我々のスタンス。この2点について、行政当局も求めているのは抑止力である。抑止力を求めるには、罰金が安くても抑止になる。平成18年の条例制定以降、1件も罰金を徴収したことはないということだが、現実として地域に迷惑がかけられても、誰が摘発するのか。トラブルを避けたいという部分で、持ち去ってしまった人もとばけてしまう。追跡調査をするのも難しい。課題として感じているのは、これらを抑止するためにいかに広報するのかということに尽きると思う。

(会長)

まさに御指摘のとおりだと思います。広報活動が伴わない限り、いくら罰金の額を上げたところでしょうがない。この罰金は、事実上とるためというわけではなく抑止効果を狙うというのが、本来の目的。あまりにも高すぎると信頼性がないということにもなりますから、平均的な金額を表示する。そして広報をすることが必要です。ごみを捨てる方も時間を守って捨てないと、結局夜中に持ち去られる。そういった意味も含めて、広報活動は絶対に裏付けとして必要。

(委員)

質問ですが、実際に捕まえることは絶対に不可能だという意見が多いのですが、うちの目の前がごみ置き場なので、夕方とかにしょっちゅうくる持ち去る車のナンバーの写真を撮ってます。今後はそういうものを資料として市の方に提出すれば調べていただけるということですか。全てということになれば。

(事務局)

先ほど申し上げましたとおり、罰金の適用までには段階を踏んで手続きをとっていかないとはいけません。持ち去りのそういった情報の提供についてはどんどんお寄せいただき、できれば警察とも情報共有しながら対応したいと考えています。

(委員)

市のごみ収集の方によくお会いします。いろいろと御助言をいただきますが、やはりナイフとかを隠し持っている人もいと聞きました。収集の方も注意したときにナイフを出されたことがあるとのこと。絶対に個人では声をかけてはいけないとのこと。また、家が分かると、逆恨みされて火を付けられても怖い。個人では対応が難しいので、資料は集めて市にお渡ししたいと思う。

(事務局)

実際の事例というところですが、以前資源回収協同組合の方からその場から資源再生物を持ち去ろうとしている人がいて、その方と今話をしているところなので、市の職員に来てくれないかと連絡が入りました。私どもの方で駆けつけ、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づき口頭指導をしたことがあります。ただ、現行の条例ではステップを踏んだ上での罰金というかたちになりますので、いまのところ、この持ち去りにつきましては口頭指導というところで、文書勧告をするまでもなく再犯にはいたっていないという認識です。市民の方が直接、そうした方に注意等行うのは難しいと思いますので、できれば車のナンバーや特徴等を、市の方に御連絡をいただければと思います。ある程度情報がまとまったところで、警察に話をさせていただき連携したいと思う。

(会長)

やはり個人として対応するのは一番危険だと思う。さて、一般廃棄物、資源再生物の記載についてですが、一般廃棄物という名称の枠に入れないと対象から外され逃げられてしまいます。一般廃棄物及び資源再生物と両方書くべきか、一方でいいのか。現段階だと、資源再生物という名称しかないので、一般廃棄物及び資源再生物というように明記した方がいいのか、一般廃棄物という名称の中に資源再生物も対象として含めた方がいいのかということだと思えます。

(委員)

資源回収のごみステーションについては、各自治会の役員の方が立っているところはいい。いないところを持ち去っている人は狙っている。彼らは、どこにどんなステーションがあるのかを全部分かっている。うちの会社の前もごみステーションだが、資源回収以外の日のときはワゴン車が10台くらいで、5分か3分おきに来る。そういう感じでカセット、フライパン、プラスチックを持って行く。プラスチックもお金になるらしい。乗用車に積み込む人もいれば、女の人が持って行くこともある。そうした現場をカメラで撮ってもいいが、そういうのは指導できるのか。ナンバーだけとっておけば。

(事務局)

先ほど御説明しましたが、そういう情報をいただきながら、警察と御相談をさせていただきたいと思っております。

(委員)

そういうことであれば、全部入れておいてくれたほうがいい。

(会長)

プロを相手にするわけですから、抑止力の問題です。そのためには一般廃棄物を対象としないと、ホームレスが生きていくためにはということもなきにしもあらずですが、資源再生物のみではなくて、一般廃棄物という名称を入れることについてはよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それから、罰金の金額ですが他の地域より安ければ、持ち去りを誘因することになりますので、揃えるという点についてもコンセンサスを得られているということによろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

資源再生物のみの記述は避けた方がいいということは言えると思う。資源再生物及び一般廃棄物というように両方とも記述しておいた方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは記述の仕方は事務局にお任せした方がいいと思います。一般廃棄物と資源再生物の名称を2つとも入れるということによろしいでしょうか。そして金額はほぼ他の地域と同じくらいとする。幾らくらいのところで罰金を課しているか。抑止効果を考えるならば、高いところに合わせるという考え方があがる。

(委員)

資料5だと20万円以下としているところがほとんどなので、ここに合わせるのがいいと思う。

(委員)

杉並区にはそういう持ち去りのプロがいるとテレビで見たのを記憶している。平塚市にもそういう業者はいるのか。

(委員)

私が回収している場所で、岡崎かな、何で紙が少ないのかな、いい天気なのにといつきがある。推測ですが、埼玉の方に持ち去り専門のところにもっていつているのでは。

(委員)

海岸沿いの地域で考えると、おじさんが生活の糧に持って行く程度のものはある。

(委員)

夜中の2時から3時に回ると、懐中電灯をもって巡回している人を見かけることがある。そういう人はごみステーションに出されている量が少なければ自転車まで持って行く。やっぱり声はかけられない。何を持っているのか分からないので。彼らは1周すると、プロだからどの程度の物があるのか分かる。収集日の前日には出さないように、市の方で周知してもらおうと持ち去りは少なくなると思う。

(委員)

市役所のごみの出し方表によると、ごみ出しは「早朝」となっている。自治会の看板では7時から8時30分までとなっている。その辺を早朝としないで、市も7時とかにすれば、罰則が適用できるし、ありがたいのだが。

(委員)

明石町ですが、前日の午前10時に資源再生物を入れるためのカゴが届きます。飲み屋が多いので、午前2時とか3時にカゴ中にごみが放り投げられます。眠れないくらいうるさい音がします。どうして、前日の午前10時に置いて行くのかすごく不思議です。

(委員)

次の日の分を午前中に置かないと、夜中に置くようになる。その関係です。だから場所によっては、そういうことが起きるから指導してもらおうほかない。

(委員)

早朝の話がありましたが、以前市に聞いたところによると、今年のごみの出し方から早朝という表現になった。私の自治会で意見がありました。なんで早朝なんだと。早朝というと1時も2時も早朝だし、早朝とされると近所は早く出されて迷惑だと。ただ、聞いたところによると、共稼ぎの人が朝7時からと言われると、7時には会社に勤めている時間で、もっと早く出したいけれど、7時と書いてしまうと出せなくなるということを知りました。いろんなケースがあるので、市役所もそうした対応をしなければいけないんだなと思いました。自治会でもその話を説明させていただきました。

(会長)

市の役割は指導と監督ですから、物理的に不可能な要望がでて、どうしてもできないものはある。ましては文書にも残せない側面は当然あるだろうと思う。そこはある程度大目に見て、ただ、我々としてはそういう要求をしっかりと出す必要性はあって、それに応じて市はどのような表現を使うのかは、市の方で決めること。いろいろととりあげると限りなく出てくるとは思います。時間的な制約もありますのでそろそろまとめないといけないのかなと思います。今までの御意見の中では、資源再生物という記述のみではなくて、一般廃棄物という記述も入れる。どういうかたちで記述にするかは事務局におまかせします。両方明記する、あるいは一般廃棄物の中に、資源再生物も含める。私は両方入れたほうが良いと思います。金額の面は抑止効果も考えなくてはいけません。他の地域よりも明らかに安いというのはまずい。20万円という線がありましたので、揃えた方がよいという意見がありました。これは妥当かと思います。罰則の額については、この中になんとか罰金という言葉を入れていただければと思います。罰則の金額では課徴金という可能性も出てきますから。罰金という言葉になるべくきちんと入れていただく、そして20万円以下というふうな対応をしていただければいいと思います。細かい調整は、大変恐縮ですが私と事務局の間でまかせていただくということでよろしいでしょうか。まだもう1回ありますので、きちんと説明していただく、対応させていただくということで。

(全委員)

よい。

(会長)

あと、お気づきになりましたら事務局の方まで連絡いただき、次回の議案の中に入れていただきたいと思います。それでは(4)その他について、事務局から何かありますか。

(事務局)

なし。

(会長)

それでは事務進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございます。ただいま様々な御議論をいただきましたが、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例は環境に関する身近に感じる課題を皆様とともに考えていきたいと思いますというのが、目的でございます。今、御議論いただきました「ふん尿」の問題とか、ごみステーションからの持ち去りの問題、これは何も皆様に取り締まってほしいとか、そういったところまで言っているわけではありませんで、先ほども申し上げましたように手順を踏んで、悪質な場合は警察と連携をして対応をしていこうというものです。ただ、出来るのであれば、車の特徴とかナンバーのようなものを、わかれば情報として提供をいただきたいということです。それでは、本日第1回目の廃棄物対策審議会をこの辺で終了とさせていただきます。次回の審議会では、本日御議論いただきました内容を確認していただきまして、またもう1つの諮問事項の「戸別収集」についても、議論を開始したいと考えております。出来る限り、事前に資料を配布させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次回の日程については、8月下旬に予定したいと思っておりますが、その際は会長様等と、後日調整をさせていただき、皆様には決まり次第、ご連絡を差し上げる予定ですが、いかがでしょうか。

(会長)

次回の開催は8月なので本日決めてしましましょう。

(事務局)

それでは8月24日から25日でいかがでしょうか。

(会長)

木曜日の25日の午前10時30分からとしましょう。

(全委員)

よい。

(事務局)

それでは、第2回目の廃棄物対策審議会は8月25日の木曜日、午前10時30分から、場所は本日と同じ場所になるかと思えます。正式な通知は後日差し上げますので、御確認ください。本日は、これで第1回目の審議会を終了します。お疲れ様でした。

以上